

江別商工会議所 ななかまど通信

江別市では、売上原価などの物価高騰や電気料金の高騰により影響を受ける市内事業者を対象に支援金制度を創設いたしました。

江別市事業者等事業継続緊急支援金

北海道で実施している「道内事業者等事業継続緊急支援金」の給付決定を受けた江別市内事業者を対象に、上乗せで支援金が給付されます。

- 対象者
 - ・北海道の「道内事業者等事業継続緊急支援金」の給付決定をすでに受けていること。
 - ・江別市内に本店がある法人（中小・小規模事業者等に限る）、または江別市内に事業所がある個人事業者
- 給付額
 - ・中小・小規模事業者等（法人企業）－10万円
 - ・個人事業者等－5万円
- 申請期限
 - 令和5年2月28日（火）
- 申請書類
 - ・江別市事業者等事業継続緊急支援金（物価高騰対策）申請書
 - ・北海道の「道内事業者等事業継続緊急支援金」の給付決定通知書のコピー
 - ・（個人事業者のみ）江別市内での事業の実態が把握できるもの（許認可証コピー、事業パンフレット等、事業所の名称と所在地がわかるもの）
- 申請方法
 - 江別市ホームページから申請書類をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、申請書類一式を下記まで郵送提出。（配達が追跡できる方法で郵送願います）
- 詳細情報
 - 江別市ホームページ <https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/shoko/109849.html>

江別市省電力設備更新支援事業

電気料金高騰などの影響を受ける江別市内事業者を対象に、将来的なコスト削減を支援すべく、既存の対象設備の更新に要する費用の一部が助成されます。

- 対象者
 - ・主たる事業所が江別市内にある中小・小規模事業者（法人企業・個人事業者）
 - ・令和4年1月から9月までの任意の1ヶ月間に、市内で使用した電気料金の支払額が、2万円（消費税込み）以上の事業者
 - ・令和5年1月31日（火）までに補助金交付申請を行い、令和5年2月28日（火）までに機器の購入、設置、支払い、補助金実績報告が完了できる事業者
 - ・今後も事業を継続する意思のある事業者

※上記のすべてを満たす必要があります
- 対象機器
 - LED照明機器、空調設備（エアコン）、冷凍・冷蔵設備の入れ替え購入で、江別市内の事業所等に設置され、購入・設置に10万円（消費税抜き）以上を要するもの。
 - ※原則、江別市内事業者から購入、取り付けをするもの。（中古品は除く）
- 補助額
 - 対象機器の購入代金及び設置経費の合計額（消費税抜き）×3/4（千円未満切捨）
 - 上限額：・法人－60万円
 - ・個人事業者－30万円
- 申請期限
 - 交付申請－令和4年1月31日（火） ※ 購入・契約前の交付申請が必須
 - 実績報告－令和5年2月28日（火） ※ 機器の購入、設置、支払いの完了が必須
- 詳細情報
 - 江別市ホームページ <https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/shoko/109738.html>

※対象機器をお取り扱いの方々におかれましては、当制度に関するお問い合わせや利用希望などが寄せられることが考えられますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

☆お問い合わせ・申請先：江別市 経済部 商工労働課

〒067-8674 江別市高砂町6番地 TEL：381-1023（平日の8：45～17：15）